

【件名】

ごみ集積所におけるリチウムイオン電池等の回収開始について

【要旨】

近年、携帯式家電製品の普及等によるリチウムイオン電池などの小型充電式電池の利用が増大している。それに伴い、廃棄される小型充電式電池が起因とみられる収集車両や廃棄物処理施設での火災事故の発生のみならず、老朽化した電池の使用・保管中の事故も発生するなど社会問題となっている。

現在、小型充電式電池内蔵製品は、「陶器・ガラス・金属ごみ」として回収しているが、小型充電式電池単体の製品は、資源活用の観点からリサイクル協力店や区役所などの拠点で回収しているのみである。

火災事故等を防止するためには、排出のしやすさを高めていく必要があるため、小型充電式電池単体についても、以下のとおり区内全域のごみ集積所で回収し、安全に資源化していく。

1 新たに回収対象となる小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池等でできたモバイルバッテリーや電池パックなどの小型充電式電池単体の製品（リサイクルマークがない物も含む）

2 排出方法等

小型充電式電池は絶縁して、現在の陶器・ガラス・金属ごみと同じ曜日、同じ集積所で他のごみと分けた別袋に入れ、中身がわかるように「リチウムイオン電池」、「充電式電池」等と表記して排出する。

回収した小型充電式電池は、中間処理施設に搬入し選別後、資源化施設において資源化する。

3 回収開始時期

令和8年4月1日以降の各地域における「陶器・ガラス・金属ごみ」の日

4 区民への周知方法

区報（令和8年3月20号）や区ホームページ等で周知するとともに、新たな分別ルールを記載した「資源とごみの分け方・出し方」を全戸配布（8月予定）する。